

店舗リニューアル工事補助金申請の手引き

◆補助金の趣旨

市内の中小企業者等が、市内の店舗のリニューアル工事を行う場合に、その経費の一部を補助することにより、当該中小企業者の経営の安定及び市内消費拡大による地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

◆補助対象者

次の全ての要件を満たす事業者

- ①市内で小売業や飲食業、宿泊業や理容・美容業などの店舗を有する個人又は、同様の店舗を市内に有する法人（資本金の額若しくは出資の総額が10億円以上である法人又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人を除く。）
- ②公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（政治活動又は宗教活動を目的とする事業及び政治団体、宗教法人名義の施設を活用した事業等）を行う者でないこと。
- ③補助を受けようとするリニューアル工事について、市の他の制度による補助を受けていないこと。
- ④リニューアル工事を行おうとする物件について、申請時において3年以内に市からにぎわい創出補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤市税等の市の徴収金を滞納していないこと。

◆補助金の内容

○補助対象：市内の店舗において、リニューアル工事にかかった工事費等の経費（補助対象経費）で下記の要件をすべて満たすもの。

- ①補助対象経費が税抜20万円以上であること。
- ②朝来市内の事業者への発注であること。
- ③工事及び補助対象経費の支払いが令和9年3月31日（火）までに完了（※）すること。

※工事料金の支払いは、原則振込でお願いします。クレジットカードでの支払いの場合は、令和9年3月31日（火）までに口座引き落としや振込などで工事代金の支払いを完了させてください。クレジットカードによる決済だけでは支払いを完了したことにはなりませんのでご注意ください。

○補助金額：補助対象経費の30%（限度額30万円（千円未満切り捨て））

◆申請受付期間

令和8年4月27日（月）～令和9年1月29日（金）

（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）

◆提出方法

経済振興課へ提出してください（郵送、電子メールでの提出不可）
（朝来市役所本庁舎西館2階）

◆補助金申請から交付までの流れ

- ① 店舗リニューアル工事前に補助金交付申請書等を経済振興課に提出
- ② 経済振興課から補助金等交付可否決定通知書を送付
- ※ 市から補助金等交付決定通知書が届く前に着工された工事は、補助金の対象外となりますのでご注意ください。
- ③ 決定通知書が届いた後に店舗リニューアル工事着工
- ④ 店舗リニューアル工事を完了し、費用の支払いを終えてから、事業実績報告書、補助金等交付請求書等を経済振興課に提出
- ⑤ 補助金の交付

◆提出書類

○申請時 **※提出期限：令和9年1月29日（金）**

- ① 補助金等交付申請書
- ② リニューアル工事内容が明らかとなる図面、カタログ等
- ③ リニューアル工事見積書
- ④ リニューアル工事予定箇所の写真
- ⑤ （法人の場合）法人税申告書別表一の写し、法人事業概況説明書
（個人事業主の場合）確定申告書第一表の写し、青色申告決算書又は月別売上（収入）金額が分かる書類
- ⑥ 同意書

○実績報告・請求時 **※提出期限：令和9年3月31日（水）**

- ① 補助事業実績報告書
- ② 補助金等交付請求書
- ③ 補助対象経費の領収書又は購入を証する書類の写し
- ④ リニューアル工事後の写真
- ⑤ リニューアル工事補助金振込口座届
- ⑥ 取得財産管理台帳

○変更申請時

工事内容や見積金額が変更となった場合は、「**補助事業計画変更中止（廃止）申請書**」に変更後の工事内容がわかる書類、見積書を添付して提出（内容に変更がない場合は見積書のみ添付）

※変更申請は、必ず変更後の工事前にご提出ください。

○取下申請時

店舗のリニューアル工事を取り止める場合や、補助事業が年度内に完了しない場合は「**補助金等交付申請取下書**」を提出してください。

◆注意事項

○補助金の内容

【補助対象】

- ・補助対象になる工事は、店舗の内部や外壁に限ります。
- ・設備等を導入するものも対象になりますが、容易に移動が可能な設備等（レジやタブレットなど）は対象になりません。
- ・店舗兼住居の場合は、住居スペースと分離されている店舗内の設備は対象になりますが、明確に店舗と住居部分が分かれていることを図面等により示してください。
- ・リース設備は対象外です。

【補助回数】

- ・申請は1年度につき1事業者1回限りで、1回の申請で補助限度額に達しなかった場合でも、再度申請することはできません。

○補助金申請

- ・補助金申請前に行った工事や設備は、その経費の支払いの有無に関わらず補助の対象外になります。また、工事前であっても補助金申請前にその経費を支払っているものについても補助の対象外となります。
- ・市から補助金等交付可否決定通知書が届いてから補助事業に着手してください。補助金等交付可否決定通知書の送付は補助金申請から概ね2週間から1ヶ月程度かかります。

○提出書類

- ・補助金交付申請書等の「住所又は所在地」は、法人の場合は本社の所在地を、個人の場合は自宅の住所を記入してください。
- ・「補助事業の施行場所」はリニューアル工事をしようとする店舗の住所を記入してください。
- ・補助金交付申請書の「着手予定日」には、設備を導入される予定日を、「完了予定日」には、経費の支払いが完了する予定日を記入してください。

○その他

- ・令和9年3月31日までに設備の導入及び経費の支払いが完了しなかった場合、補助金の交付決定が出ていても、補助金を交付することはできません。

○工事費用の支払いは原則、振込でお願いします。

- ・費用をクレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの引き落としが令和9年3月31日までに完了する必要があります。その場合、クレジットカードの引き落としが確認できる書類を添付してもらう必要があります。クレジットカードによる決済だけでは支払いを完了したことにはなりません。

小切手、約束手形等で支払った場合も同様の考え方になりますので支払いの方法にはご注意ください。

- ・この補助金により取得した設備を、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄することは財産処分に該当します。財産処分を行う場合には、市の事前の承認が必要となり、場合によっては補助金を返還していただきます。

【お問い合わせ・提出先】
〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1
朝来市産業振興部経済振興課
079-672-2816（直通）